

滋賀県屋外広告物条例のあらまし

～湖国の景観まちづくり～



令和2年(2020年)3月

滋賀県 土木交通部 都市計画課

はじめに

滋賀県では、琵琶湖や河川、山地等豊かな自然環境、神社仏閣や歴史街道、田畠等の人々の営みが受け継がれてきた風景、活発な経済活動によって作り出されている市街地景観等、様々な要素が一体となって、ひろがりとつながりをもった湖国ならではの風景をかたちづくっています。

今、私たちの暮らしを見渡してみると、実に多くの広告物があることに気づきます。行先を案内する標識、施設の名称を教える看板、そして商品やサービスを宣伝するポスター等、様々な広告物が設置されています。これらの広告物は、見る人の役に立つ実用的な面をもつだけでなく、賑わいのある景観や印象的な風景をつくりだすことにつながる、街並みを構成する重要な要素のひとつです。

しかし一方で、広告物は、汚損していたり、周囲の景観と調和しない規模・色彩のものであったり、乱立したりしている場合には、良好な景観を損なう原因となってしまいます。また、管理が適正に行われていないと、広告物の倒壊や落下により、人に危害を与える恐れもあります。

本県では、良好な景観を形成し、また公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づく滋賀県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の適正な表示がなされるよう規制を行っています。本冊子は、条例や規則等の内容について、わかりやすく簡略化して説明したものです。規制の目的・趣旨をご理解いただき、本冊子も活用しながら、湖国滋賀の良好な風景を共に守り育てていけるようご協力のほどよろしくお願いいたします。



■滋賀県屋外広告物条例（本冊子記載内容）の適用範囲について

規制種別	適用範囲
屋外広告物の表示等にかかる規制	近江八幡市域、栗東市域、日野町域、竜王町域、愛荘町域、豊郷町域、甲良町域、多賀町域（※上記以外の11市域については、各市の屋外広告物条例により規制されています。また、近江八幡市と栗東市では、2020年10月より各市の屋外広告物条例が施行される見込みです。）
屋外広告業の営業等にかかる規制	大津市域を除く滋賀県内全域（※大津市域については、大津市屋外広告物条例により規制されています。）

【屋外広告物にかかる主な法令等】

- ・屋外広告物法／屋外広告物法施行規則
- ・滋賀県屋外広告物条例／滋賀県屋外広告物条例施行規則
- ・滋賀県屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定（告示）
- ・滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定（告示）
- ・滋賀県屋外広告物条例施行規則別表第2第3項に基づく地域および場所の指定（告示）
- ・滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- ・滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則
- ・滋賀県使用料および手数料条例
- ・各市町手数料関係条例

■屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいいます。営利用の広告物だけでなく、非営利のものも屋外広告物に該当します。

屋外広告物の4要件

①継続（定着）して表示されるもの	③公衆に対して表示されるもの
②屋外で表示されるもの	④看板、立看板、広告旗、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されるもの等

屋外広告物規制の概要

1 禁止広告物

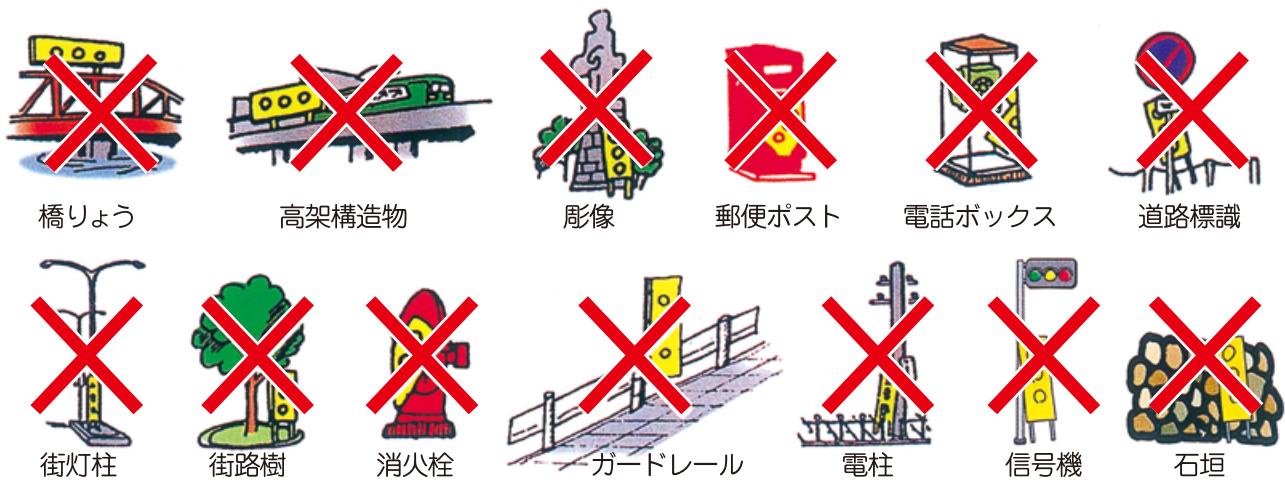
以下のような広告物の設置は禁止されています

- 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれがあるもの
- 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 禁止物件

以下のような物件への広告物の設置は禁止されています（一部例外あり）

- 橋りょう、隧(すい)道、高架構造物、分離帯
- 街路樹、路傍樹、彫像、記念碑
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物および景観重要樹木
- 公用または公共用の石垣、擁壁の類
- 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所
- 信号機、道路標識、交通安全施設、駒止めの類、里程標の類
- 消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機、火の見やぐら
- 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔
- ガスタンク、水道タンクその他のタンク類
- 道路の路面
- 電柱、街灯柱、その他これに類するもの（はり紙、はり札、立看板、広告旗のみ禁止）



3 規制地域（概要）

県内を主に以下の3種類の地域に区分し、規制しています（※詳細は次ページ参照）

禁止地域	原則として、屋外広告物の設置を禁止しています。ただし、条件を満たす一部の広告物は設置できます。
許可地域	原則として、屋外広告物を設置するには、許可を受ける必要があります。
無指定地域	許可不要で屋外広告物を設置することができます。ただし、禁止広告物を設置することや、禁止物件に広告物を設置することはできません。

▶ 屋外広告物規制の概要

4 規制地域（詳細）

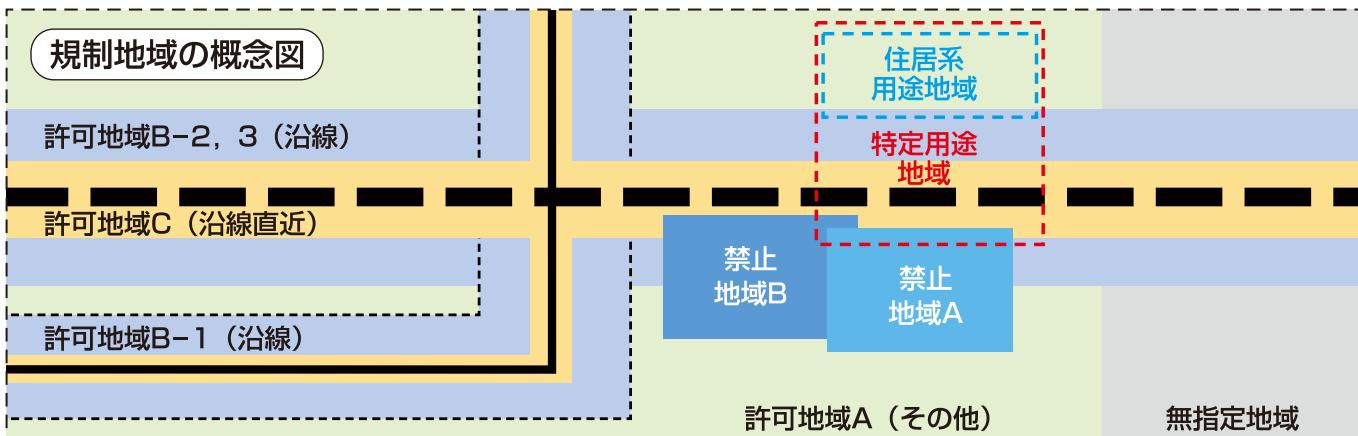
地域区分	該当地域
禁止地域A (琵琶湖周辺地域)	<ul style="list-style-type: none"> ◆滋賀県景観計画に定める「琵琶湖景観形成特別地区」、「琵琶湖景観形成地域」 ◆近江八幡市の次の地域 【沖島町および長命寺町の全部および地先、中之庄村、佐波江町、牧町、北津田町、津田町、白王町、野村町、南津田町、円山町、北之庄村、浅小井町、島町、安土町大中、安土町下豊浦および安土町常楽寺の一部および地先ならびに多賀町の一部の区域】
禁止地域B (琵琶湖周辺以外の地域)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区等 ◆国宝・重要文化財（建造物）の周囲50mの範囲 ◆史跡・名勝のうち知事が特に指定する区域（安土城跡） ◆古墳・墓地、都市公園等 ◆名神高速道路 ◆その他知事が指定する区域
許可地域A	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画区域内 ◆国宝・重要文化財（建造物）の周囲100mの範囲 ◆県指定有形文化財（建造物）の周囲100mの範囲 ◆県指定史跡・県指定名勝・県指定天然記念物に指定された地域 ◆滋賀県景観計画に定める「国道307号沿道景観形成地区」および「県道大津能登川長浜線沿道景観形成地区」 ◆その他知事が指定する区域
許可地域B	B-1 ◆指定道路（※1）から30m～500mの範囲 ◆鉄道・軌道・索道から100m～500mの範囲
	B-2 ◆新幹線から500m～1000mの範囲
	B-3 ◆高速道路から500m～1000mの範囲
許可地域C	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定道路（※1）から30m以内の範囲 ◆鉄道・軌道・索道から100m以内の範囲 ◆新幹線から500m以内の範囲 ◆高速道路から500m以内の範囲
（無指定地域）	上記以外の地域（主に都市計画区域外）

※1 指定道路：一般国道／県道守山栗東線／県道大津能登川長浜線／県道草津伊賀線

※2 各地域区分内において、特定用途地域、住居系用途地域の場合は、基準が一部異なる場合があります。

※3 各地域区分が重複する場合は、原則として次の順で優先します。

（①禁止A ②禁止B ③許可C ④許可B-1 ⑤許可B-2 ⑥許可B-3 ⑦許可A）



5 規制の一部適用除外について（主なもの）

以下の広告物は、禁止物件・禁止地域・許可地域においても、許可なく設置できます。

法令規定広告物（注1）	道路標識など法令に基づいて表示するもの
非常緊急広告物	災害時、その他緊急の必要がある場合に表示するもの
選挙関係広告物	公職選挙法による選挙運動のために表示するもの

以下の広告物は、禁止地域・許可地域においても、許可なく設置できます。

小規模自家用広告物	自己の営業所などに自己の事業等を表示する小規模な広告物 (※合計面積:5m ² 以下(禁止地域)、10m ² 以下(許可地域))
管理用広告物（注2）	自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示する小規模な広告物 (※面積:5m ² 以下)
祭礼関係広告物	冠婚葬祭または祭礼時の一時的なもの
催事広告物	講演会、講習会、展覧会、音楽会などの会場内で表示する広告物
建設工事広告物	建設工事についてその工事期間中に表示するもの(宣伝の用に供されないもの)
移動広告物	人や車両等、移動するものに表示するもの
公共掲示板内広告物	地方公共団体が設置する公共掲示板内に表示するもの
政党広告物	政党が表示する立看板、広告旗、はり紙、はり札(※詳細基準あり)
短期間広告物	14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所・氏名を明示して表示するもの

以下の広告物は、禁止物件・禁止地域・許可地域においても、通知・届出をすることにより設置できます。

公共団体広告物	国または地方公共団体が表示するもの (※通知が必要)
公共目的広告物	知事が指定する公共的団体(注3)が公共的目的をもって表示するもの (※届出が必要)

注1：法令規定広告物の例

道路標識（道路法、道路交通法）／史跡等の標識・説明板（文化財保護法）／建設業許可票（建設業法）／銀行代理業標識（銀行法）／ガソリンスタンドの「セルフ」表示（危険物の規制に関する規則）／他

注2：管理用広告物の例

危険喚起／立入禁止／利用方法説明／トイレ／出入口／非常口／車椅子等優先駐車場／従業員専用通路／他

注3：知事が指定する公共的団体

滋賀県金融広報委員会、滋賀県商工会連合会、大津商工会議所、草津商工会議所、近江八幡商工会議所、八日市商工会議所、彦根商工会議所、長浜商工会議所、守山商工会議所、公益社団法人びわこビジターズビューロー、滋賀県農業協同組合中央会、滋賀県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会滋賀県本部、全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部、滋賀県農業共済組合、滋賀県森林組合連合会、公益社団法人滋賀県防犯協会、公益財団法人滋賀県交通安全協会、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、近江米振興協会、公益財団法人滋賀県文化財保護協会、滋賀県道路公社

屋外広告物の許可制度

良好な景観を保全・形成し、また安全性を担保するために、屋外広告物の表示は許可制となっています。規制の適用除外となる一部のものを除いて、屋外広告物を設置する場合は、設置予定場所の市町窓口へ許可申請書等を提出し、許可を受けてください。

※無許可で広告物を設置すると条例違反となり、罰金等の刑事罰に処せられる可能性があります。

※表示する屋外広告物は、条例で定められた許可基準に適合させる必要があります。

※許可期間は最大3年です。継続して表示する場合は、改めて継続の許可を受ける必要があります。

※屋外広告物の設置を発注する場合は、滋賀県知事の登録を受けた屋外広告業者に発注してください。

●許可申請等の手順

P7～8を参照してください。

●許可基準

屋外広告物には各種の基準が定められています。広告物の形態や性質、設置場所（規制地域の区分）に応じて基準は異なりますので、それぞれに適合した広告物を計画してください（※1）。基準に適合しない広告物は許可できません（※2）。基準の概要はP9～11で確認いただき、詳細については市町窓口にお問い合わせください。

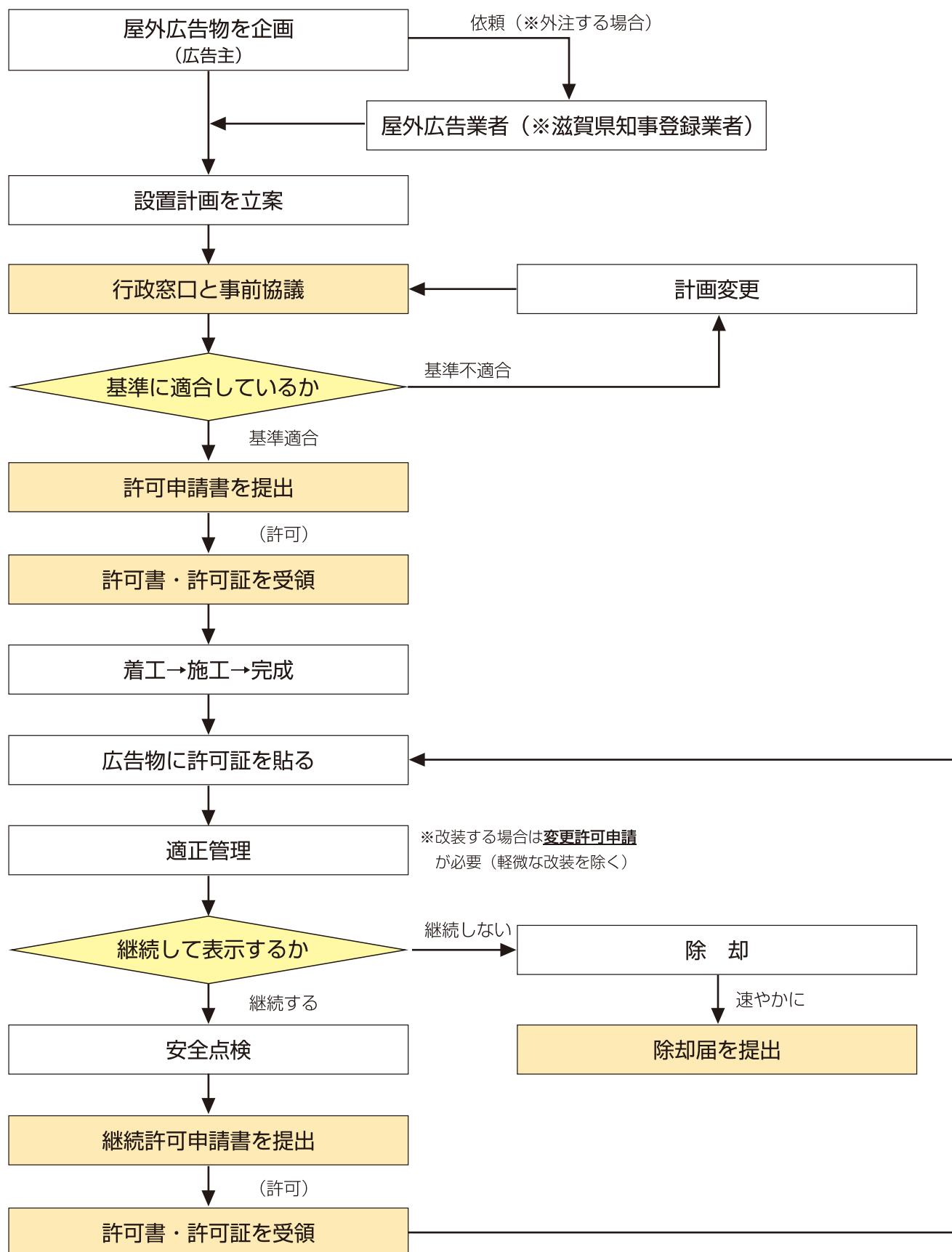
形態による区分	備 考
野立広告板	土地に建植して設置する広告物で板状のもの
野立広告塔	土地に建植して設置する広告物で塔状のもの
屋上広告物	建築物の屋上を利用して設置するもの
壁面広告物	建築物の壁面を利用して設置するもの
突出広告物	建築物の壁面から突き出して設置するもの
電柱広告物	電柱や街灯柱の類を利用して設置するもの
その他の広告物	上記以外の広告物

性質による区分	備 考
自家用広告物	自己の住所、事業所等に、自己の名称や事業内容を表示するもの
非自家用 広告物	公衆の利便に資するものや公共目的のもの (営利店舗の案内図板を含む)
	自家用広告物にも公衆利便広告物にも該当しないもの

※1 区分等に定めのない広告物については、類似したものを適用します。

※2 許可基準に適合しない場合でも、滋賀県環境審議会での審議を経て、特例的に許可できる場合があります。

許可申請等の方法（フロー図）



屋外広告物の許可制度

許可申請等の方法（必要書類等）

手続き	手続き概要	必要書類等（◆は必須、◇は該当必須）
許可申請 (新規)	新規に広告物を設置する場合の許可申請（事前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆許可申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5000分の1以上で半径500m以内の全域を表示） ◆色彩・意匠を明らかにした図面 ◆形状、寸法、材料、構造を明らかにした仕様書および図面 ◆土地・建築物との関係を明らかにした配置図 ◆周囲の状況がわかるカラー写真 ◇管理者による資格を証する書類（管理者に資格が必要な場合に限る）
許可申請 (変更)	許可を受けて設置した広告物を改装、移転（軽微なものを除く）する場合の許可申請（事前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆変更許可申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5000分の1以上で半径500m以内の全域を表示） ◆広告物または掲出物件のカラー写真 ◇色彩・意匠を明らかにした図面 ◇形状、寸法、材料、構造を明らかにした仕様書および図面 ◇土地・建築物との関係を明らかにした配置図 ◇周囲の状況がわかるカラー写真 ◇管理者による資格を証する書類（変更により新たに管理者に資格が必要となる場合に限る）
許可申請 (継続)	許可期間が満了する場合に引き続き掲出する場合の許可申請（満了日の10日前までに）	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続許可申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5000分の1以上で半径500m以内の範囲全域を表示） ◆広告物または掲出物件のカラー写真 ◇安全点検調査（広告板、広告塔、アーチ広告物、広告幕掲出物件の場合に限る） ◇安全点検調査の作成者による資格を証する書類（安全点検調査の添付が必要で、かつ工作物確認対象となる物件の場合に限る）
設置者等 変更届	許可済広告物の設置者、管理者の住所、氏名等に変更が生じた場合の届出（すみやかに）	<ul style="list-style-type: none"> ◆住所氏名変更届出書 ◇管理者による資格を証する書類（管理者の変更に係る場合で、管理者に資格が必要な場合に限る）
除却届	許可済広告物を除却した場合の届出（遅滞なく）	<ul style="list-style-type: none"> ◆除却届出書 ◆除却後の現況写真

※申請書等の様式は、広告物の設置予定場所の市町（窓口・WEBサイト）から入手してください。

許可手数料	許可（新規・変更・継続）を受けるには、各市町の規定に基づき手数料が必要となります。手数料額の算定、支払方法については、各市町にお問い合わせください。
-------	--

（補足）広告物の管理者および安全点検調査作成者については、資格要件を規定しています。

管理者になる資格要件	工作物確認申請対象	工作物確認申請対象外
屋外広告士	○	○
点検技能講習修了者	×	○
屋外広告物講習会修了者	○	○
職業訓練指導員 ※1	○	○
技能検定合格者 ※1	○	○
職業訓練修了者 ※1	○	○
（非有資格者）	×	○

安全点検調査作成の資格要件	工作物確認申請対象 (通行者が多い地域) ※2	工作物確認申請対象 (その他の地域)	工作物確認申請対象外
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者	○	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
職業訓練指導員 ※1	×	○	○
技能検定合格者 ※1	×	○	○
職業訓練修了者 ※1	×	○	○
（非有資格者（管理者））	×	×	○
（非有資格者）	×	×	×

※1 広告美術仕上げに係るもの。

※2 「通行者が多い地域」とは、用途地域が「商業地域」（容積率上限400%以上の地域に限る）で道路上および道路から2mの範囲をいう。

屋外広告物の基準（早見表）

■共通（自家用／非自家用）の許可基準

		禁止地域A	禁止地域B	許可地域C	許可地域B-1	許可地域B-2	許可地域B-3	許可地域A
		・琵琶湖周辺の地域	・琵琶湖周辺地域以外	・鉄道から100m以内 ・新幹線から500m以内 ・指定道路から30m以内 ・高速道路から500m以内	・鉄道から100m～500m ・指定道路から30m～500m	・新幹線から500m～1000m	・高速道路から500m～1000m	・その他
共通	一般許可基準	・都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。 ・原則として地色は、黒および原色を使用しないこと。 ・蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 ・照明を伴う広告物は、昼間において良好な景観や風致を害しないこと。 ・電光表示板等にあっては、周辺景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示および点滅の速度は努めて緩やかなものとすること。						
	色彩	・片面面積の1/3を超える彩色は彩度10以下	・規制なし	・規制なし				
	電光表示板等 (光の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明を含む)	・設置不可	・規制なし	・規制なし				

●自家用広告物の許可基準

		禁止地域A	禁止地域B	許可地域C	許可地域B-1	許可地域B-2	許可地域B-3	許可地域A
		・琵琶湖周辺の地域	・琵琶湖周辺地域以外	・鉄道から100m以内 ・新幹線から500m以内 ・指定道路から30m以内 ・高速道路から500m以内	・鉄道から100m～500m ・指定道路から30m～500m	・新幹線から500m～1000m	・高速道路から500m～1000m	・その他
	適用除外	・合計面積5m ² 以下は許可申請不要		・合計面積10m ² 以下は許可申請不要				
	総量	・合計面積15m ² 以下 (※特定用途地域内は制限なし)	・合計面積15m ² 以下	・規制なし				
形態ごとの規制	野立広告板	・高さ：地上から10m以下 ・幅：4.5m以下 (※特定用途地域内は制限なし)	・高さ：地上から10m以下	・高さ：地上から20m以下（※住居系10m以下）				
	野立広告塔	・高さ：地上から10m以下 ・幅：4.5m以下 (※特定用途地域内は制限なし)	・高さ：地上から10m以下	・高さ：地上から20m以下（※住居系10m以下）				
	屋上広告物	・設置不可	・高さ：地上から設置箇所までの高さの2/3以内かつ3m以下 ・水平投影面をはみ出さないこと ・支柱等が見えないようにすること	・高さ：地上から設置箇所までの高さの2/3以内かつ20m以下（※住居系10m以下） ・水平投影面をはみ出さないこと ・支柱等が見えないようにすること				
	壁面広告物	・面積：鉛直投影面積×1/4以下 ・壁面内で表示・設置するものであること	・面積：鉛直投影面積×1/3以下 ・壁面内で表示・設置するものであること	・面積：鉛直投影面積×1/2以下（※住居系1/3以下） ・壁面内で表示・設置するものであること				
	突出広告物	・突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） ・下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） ・上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと		・突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） ・下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） ・上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと				
	電柱広告物	・個別の規制なし		●卷付広告 ・下端の高さ：地上から1.2m以上 ・長さ：1.8m以下 ・1柱につき1個以内 ●袖付広告 ・下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） ・長さ：1.5m以下 ・突出幅：0.9m以下 ・面積：1.2m ² 以下 ・原則として、歩道または民地側へ向けて設置すること ・1柱につき1個以内				
	その他の広告物	・個別の規制なし		・個別の規制なし				

※表中、「特定用途地域」とは、第1種・第2種低層住居専用地域以外の用途地域をいう。

※表中、「住居系」とは、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域をいう。

※詳細は市町窓口までお問い合わせください。

屋外広告物の許可制度

屋外広告物の基準（早見表）

●非自家用広告物（公衆利便広告物※案内図板を含む）の許可基準

		禁止地域A	禁止地域B	許可地域C	許可地域B-1	許可地域B-2	許可地域B-3	許可地域A
		・琵琶湖周辺の地域	・琵琶湖周辺地域以外	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道から100m以内 新幹線から500m以内 指定道路から30m以内 高速道路から500m以内 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道から100m～500m 指定道路から30m～500m 	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線から500m～1000m 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路から500m～1000m 	・その他
総量	—	・規制なし		・規制なし				
形態ごとの規制	野立広告板	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：4.5m以下（脚除く） 面積：5m²以下（10者以上共同の場合は30m²以下） 場所：国道同士交差点から30m以内でないこと 相互間距離：同一表示者の広告は同一地域に2個以内 高さ：4.5m以下（脚除く） 面積：5m²以下（10者以上共同の場合は30m²以下） 場所：国道同士交差点から30m以内でないこと 相互間距離：同一表示者の広告は同一地域に2個以内 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/2以内かつ10m以下（※住居系5m以下） 水平投影面をはみ出さないこと 支柱等が見えないようにすること 面積：鉛直投影壁面積×1/2以下（※住居系1/3以下） 壁面内で表示・設置するものであること 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 巻付広告 下端の高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下 1柱につき1個以内 袖付広告 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 面積：1.2m²以下 原則として、歩道または民地側へ向けて設置すること 1柱につき1個以内 個別の規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：4.5m以下 面積：30m²以下 相互間距離：100m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 面積：50m²以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から20m以下（※住居系10m以下） 	
	野立広告塔		<ul style="list-style-type: none"> 高さ：4.5m以下（脚除く） 面積：5m²以下（10者以上共同の場合は30m²以下） 場所：国道同士交差点から30m以内でないこと 相互間距離：同一表示者の広告は同一地域に2個以内 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：4.5m以下（脚除く） 面積：5m²以下（10者以上共同の場合は30m²以下） 場所：国道同士交差点から30m以内でないこと 相互間距離：同一表示者の広告は同一地域に2個以内 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 幅：2m以下（1面あたり） 面積：20m²以下 相互間距離：100m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：20m以下 面積：50m²以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：20m以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から20m以下（※住居系10m以下）
	屋上広告物		<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/2以内かつ10m以下（※住居系5m以下） 水平投影面をはみ出さないこと 支柱等が見えないようにすること 面積：鉛直投影壁面積×1/2以下（※住居系1/3以下） 壁面内で表示・設置するものであること 					
	壁面広告物		<ul style="list-style-type: none"> 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 					
	突出広告物		<ul style="list-style-type: none"> 巻付広告 下端の高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下 1柱につき1個以内 袖付広告 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 面積：1.2m²以下 原則として、歩道または民地側へ向けて設置すること 1柱につき1個以内 個別の規制なし 					
	電柱広告物		<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 面積：1.2m²以下 原則として、歩道または民地側へ向けて設置すること 1柱につき1個以内 					
	その他の広告物		<ul style="list-style-type: none"> 個別の規制なし 					

※案内図板とは、案内誘導表示（矢印、距離、地図等）の面積割合が40%以上のものをいう。

※表中、「住居系」とは、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域をいう。

※表中、「同一地域」とは、100mの範囲をいう。

※詳細は市町窓口までお問い合わせください。

案内図板の例



案内表示（矢印、距離、地図等）の面積割合が40%以上

屋外広告物の基準（早見表）

●非自家用広告物（一般広告物）の許可基準

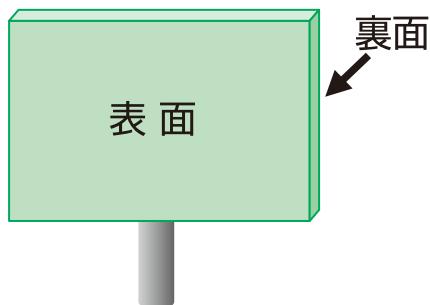
		禁止地域A	禁止地域B	許可地域C	許可地域B-1	許可地域B-2	許可地域B-3	許可地域A
形態ごとの規制	・琵琶湖周辺の地域	・琵琶湖周辺地域以外		<ul style="list-style-type: none"> 鉄道から100m以内 新幹線から500m以内 指定道路から30m以内 高速道路から500m以内 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道から100m～500m 指定道路から30m～500m 	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線から500m～1000m 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路から500m～1000m 	・その他
	総量	一	一	• 規制なし				
	野立広告板	・設置不可		• 設置不可	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：4.5m以下 面積：30m²以下 相互間距離：100m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 面積：50m²以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から20m以下（※住居系10m以下）
	野立広告塔	・設置不可		• 設置不可	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：10m以下 幅：2m以下（1面あたり） 面積：20m²以下 相互間距離：100m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：20m以下 面積：50m²以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：20m以下 相互間距離：300m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から20m以下（※住居系10m以下）
	屋上広告物	・設置不可			<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/2以内かつ10m以下（※住居系5m以下） 水平投影面をはみ出さないこと 支柱等が見えないようにすること 			
	壁面広告物	・設置不可			<ul style="list-style-type: none"> 面積：鉛直投影壁面積×1/2以下（※住居系1/3以下） 壁面内で表示・設置するものであること 			
	突出広告物	・設置不可			<ul style="list-style-type: none"> 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 			
	電柱広告物	・設置不可		<p>● 卷付広告</p> <ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ：地上から1.2m以上 長さ：1.8m以下 1柱につき1個以内 <p>● 袖付広告</p> <ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 面積：1.2m²以下 原則として、歩道または民地側へ向けて設置すること 1柱につき1個以内 				
	その他の広告物	・設置不可		• 個別の規制なし				

※詳細は市町窓口までお問い合わせください。

屋外広告物の許可制度

(補足) 面積の扱い

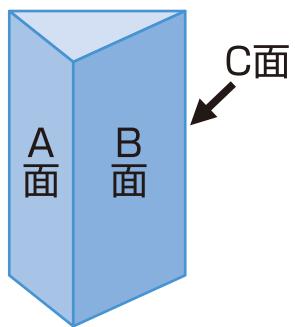
●両面表示の野立広告板の面積上限



(許可基準：面積30m²以内の場合の例)

表面：30m²以内、裏面：30m²以内
(合計：60m²以内)

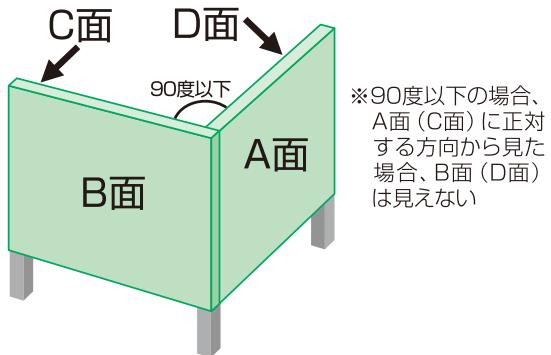
●3面（三角柱）の野立広告塔の面積上限



(許可基準：面積20m²以内の場合の例)

A : 20m²以内、B : 20m²以内、C : 20m²以内
(合計：60m²以内)

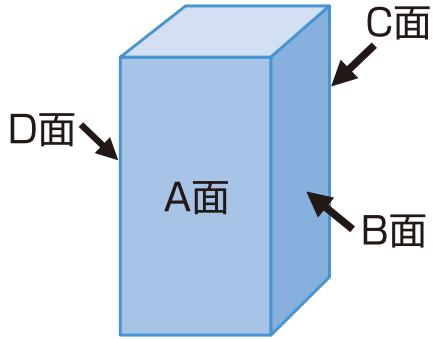
●組合せ野立広告板（90度以下）の面積上限



(許可基準：面積30m²以内の場合の例)

A : 30m²以内、B : 30m²以内、
C面 : 30m²以内、D面 : 30m²以内
(合計 : 120m²以内)

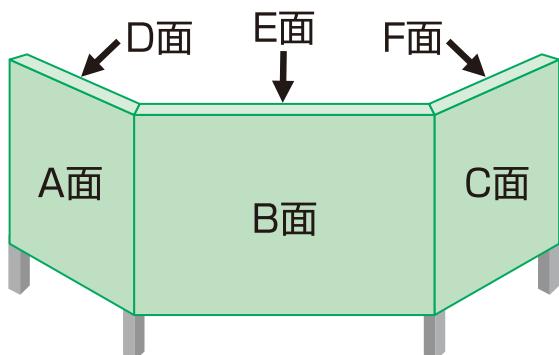
●4面（四角柱）の野立広告塔の面積上限



(許可基準：面積20m²以内の場合の例)

A : 20m²以内、B : 20m²以内、
C : 20m²以内、D : 20m²以内
(合計 : 80m²以内)

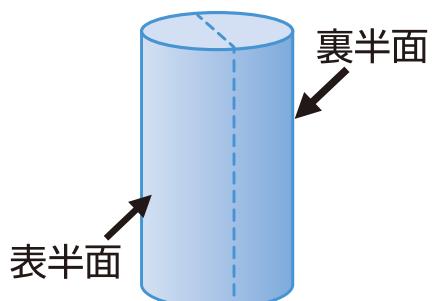
●組合せ野立広告板（90度超）の面積上限



(許可基準：面積30m²以内の場合の例)

[A+B+C] : 30m²以内、[D+E+F] : 30m²以内
(合計 : 60m²以内)

●円柱の野立広告塔の面積上限

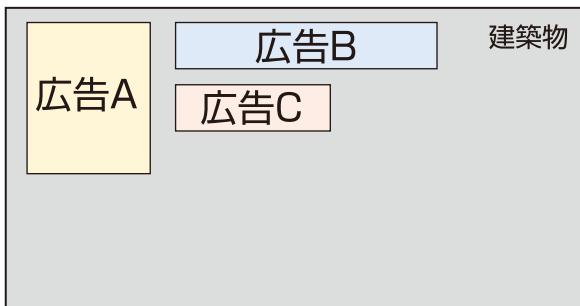


(許可基準：面積20m²以内の場合の例)

表半面 : 20m²以内、裏半面 : 20m²以内
(合計 : 40m²以内)

(補足) 面積の扱い

● 1面に複数ある場合の壁面広告物の面積上限



(許可基準：壁面面積×1／4以内の場合の例)

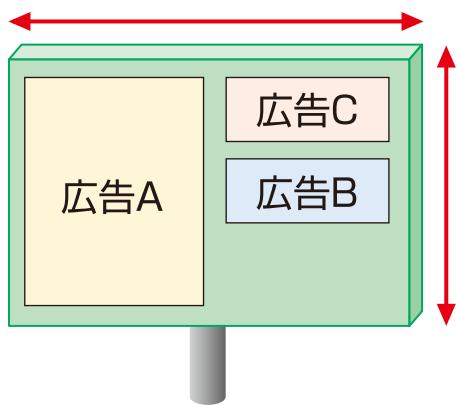
$$[A+B+C] : \text{壁面面積 (1面)} \times 1/4 \text{以内}$$

● 切文字の場合の壁面広告物の面積算定



文字部分が内接する方形の面積を広告物の面積として扱います

● 1面に複数ある場合の野立広告板の面積算定



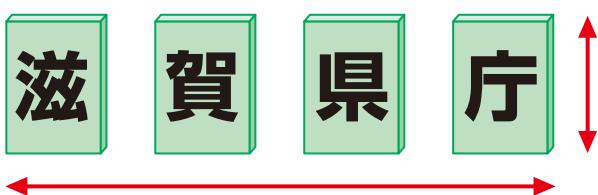
板面または掲出物件の全体面積を広告物の面積として扱います

● 切文字の場合の屋上広告物の面積算定



板面または掲出物件の全体面積を広告物の面積として扱います（壁面広告の場合とは扱いが異なります）

● 離隔して設置された広告板の面積算定

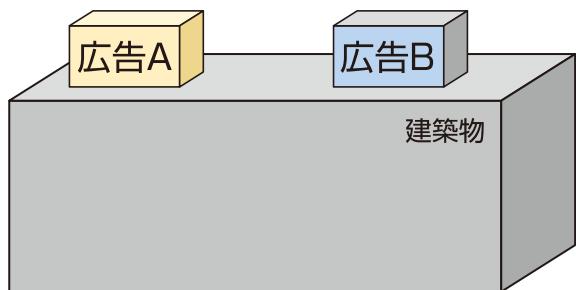


離隔されて設置されている場合でも、ひとつのまとまりと見なすことができる範囲を、広告物の面積として扱います

● 表示のない面がある屋上広告物の面積算定

A. 屋上広告物
単体の場合

B. 屋上設備（タンク類、
空調機器等）を隠す塀等
に広告物を付加する場合



- Aの場合は、表示のない裏面・側面も面積に含みます
- Bの場合は、塀等の色が建築物と同様であることを条件として、表示のある面のみで面積を算定します

屋外広告物の安全点検・維持管理

屋外広告物は、風雨や日光にさらされ劣化、老朽化し、落下や倒壊の危険があります。必ず、日常的な点検および専門業者等による定期点検を行い、適正な維持管理を徹底してください。

点検種別	備考・点検項目例等
看板所有者・管理者による日常点検	<ul style="list-style-type: none">支柱の根元やブラケット部等からサビが出ていないか。部材にヒビ、割れ、破断、欠落等はないか。照明など付属部品に故障や破損はないか。看板に傾き、歪み、がたつき等はないか。
専門業者による定期点検	<ul style="list-style-type: none">日常点検とは別に定期的に専門業者に安全点検を依頼しましょう。新設から15年までは3年に1回、それ以降は1年に1回の定期点検が目安とされています。安全上支障が生じている場合は、早急に修繕工事を行いましょう。

※広告塔など高さがあるものや建築物に付属する突出看板など高所に設置されるものは、落下・倒壊事故が発生した場合に被害が大きくなるリスクが大きいため、特に維持管理が重要となります。しかし、その安全点検や修繕には高所作業車等の特殊な機材、技術等が必要となり、他の小規模な広告物と比較すると手間と費用がかかります。屋外広告物の設置を計画する際は、設置工事費だけでなく、維持管理費も考慮して計画するようにしましょう。

■屋外広告物の安全管理に関する参考情報

オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（PDF） http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf	
---	---

■屋外広告物による死傷事故の事例

万一事故が発生した場合は、民事上の賠償責任だけでなく、業務上過失致傷等の刑事上の責任を問われることもあります。

事故事例	事故概要
札幌市看板落下事故	2015年、飲食店の建物に取り付けられていた看板が落下。歩道を通行していた女性（21歳）の頭部を直撃し、頸髄損傷等の全治不能の傷害を負った事故。この事故では、飲食店の運営会社の民事上の賠償責任だけでなく、飲食店の実質的な責任者であった副店長個人が業務上過失致傷罪（刑事責任）に問われ有罪となった（2017年札幌高裁判決）。
渋谷商店街アーチ看板落下事故	1997年、台風7号の強風により、商店街入口に設置されていたアーチ看板（重さ約4トン）が倒壊し、数名が下敷きとなり、うち男性1名が死亡した事故。事故以前に看板製作業者は、所有者に対して点検の案内をしていたが、事故が起きるまで点検はなされず放置されていた。この事故では、商店街組合、役員、理事が約1億円の賠償責任を負った。

▶ 屋外広告業登録制度の概要

良好な景観を形成し、また屋外広告物の安全性を担保するために、屋外広告物の設置等は、景観や屋外広告物に関して専門的な知識を有する事業者様に実施していただく必要があります。そのため、本県では屋外広告業の登録制度を規定しており、県内（大津市を除く）で営業しようとする場合は、滋賀県知事の登録を受けなければなりません。

- ※「屋外広告業を営む」とは、他者から屋外広告物の設置工事等を請け負うことをいいます。
- ※「県内で」とは、県内の事業所の有無ではなく、屋外広告物を設置する場所が県内であることをいいます。
- ※元請け、下請けに関わらず、登録が必要です。
- ※大津市内で営業する場合は、大津市長の登録が必要です。

■ 登録申請（新規・変更・継続）・各種届出

（申請書等の様式は、滋賀県都市計画課（窓口・WEBサイト）から入手してください）

手続き	手続き概要	必要書類等（◆は必須、◇は該当必須）
登録申請（新規）	新規での屋外広告業の登録申請	◆登録申請書 ◆誓約書 ◆申請者の略歴書 ◆業務主任者の本人確認書類（住民票、運転免許証等（コピー可）） ◆業務主任者となる資格を証する書類（コピー可） ◇法人の場合、登記事項証明書（コピー可） ◇法人の場合、役員（全員）の略歴書 ◇個人の場合、申請者の本人確認書類（住民票、運転免許証等（コピー可）） ※住民票、登記事項証明書は6か月以内に発行されたもの
登録申請（更新）	登録期間が満了する場合に引き続き登録を継続する場合の登録の更新申請（満了日の1か月前までに申請）	◆登録事項変更届出書 ◇変更が生じた事項にかかる登録申請関係書類（詳細はWEBサイトで確認してください）
登録事項の変更の届出	登録事項に変更があつた場合の変更の届出（変更が生じた日から30日以内に届出）	◆登録事項変更届出書 ◇変更が生じた事項にかかる登録申請関係書類（詳細はWEBサイトで確認してください）
廃業の届出	県内で廃業等した場合の届出（廃業等から30日以内に届出）	◆廃業届出書

※登録を受けるには、手数料（10,000円）を滋賀県収入証紙で納付する必要があります。証紙の購入方法は滋賀県WEBサイトで確認してください。

■ 業務主任者について

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、資格を有する業務主任者を選任して、法令の規定の遵守に関する事、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事等の業務に関する総括を行わせなければなりません。

業務主任者の資格要件（下記1～4のいずれか）

1. 地方公共団体が行う屋外広告物講習会の修了者（講習会修了者）※
2. 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
3. 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
4. 知事が1または2と同等以上の知識を有すると認定した者

※全国での屋外広告物講習会の開催状況（予定）は、日本屋外広告業団体連合会のWEBサイトで確認できます。

屋外広告物等の担当窓口（2020年3月時点）

■屋外広告物の表示・許可等にかかる窓口

広告物の設置場所	適用される条例 (屋外広告物の表示にかかる規制)	担当窓口	電話番号
日野町	★ 滋賀県屋外広告物条例	日野町 建設計画課	0748-52-6567
竜王町		竜王町 建設計画課	0748-58-3716
愛荘町		愛荘町 建設・下水道課	0749-37-8052
豊郷町		豊郷町 地域整備課	0749-35-8121
甲良町		甲良町 建設水道課	0749-38-5068
多賀町		多賀町 地域整備課	0749-48-8116
近江八幡市	(★)滋賀県屋外広告物条例	近江八幡市 都市計画課	0748-36-5510
栗東市		栗東市 都市計画課	077-551-0116
(大津市)	大津市屋外広告物条例	大津市 まちづくり計画課	077-528-2956
(彦根市)	彦根市屋外広告物条例	彦根市 都市計画課	0749-30-6124
(長浜市)	長浜市屋外広告物条例	長浜市 都市計画課	0749-65-6562
(草津市)	草津市屋外広告物条例	草津市 都市計画課	077-561-6507
(守山市)	守山市屋外広告物条例	守山市 都市計画課	077-582-1132
(甲賀市)	甲賀市屋外広告物条例	甲賀市 都市計画課	0748-69-2203
(野洲市)	野洲市屋外広告物条例	野洲市 都市計画課	077-587-6324
(湖南市)	湖南市屋外広告物条例	湖南市 都市政策課	0748-71-2348
(高島市)	高島市屋外広告物条例	高島市 都市政策課	0740-25-8571
(東近江市)	東近江市屋外広告物条例	東近江市 都市計画課	0748-24-5655
(米原市)	米原市屋外広告物条例	米原市 都市計画課	0749-52-6926

※ (★) 近江八幡市、栗東市については、令和2年（2020年）10月より、各市の屋外広告物条例が施行される見込みです。

■屋外広告業の営業・登録等にかかる窓口

広告物の設置場所	適用される条例 (屋外広告業の営業にかかる規制)	担当窓口	電話番号
滋賀県内 (大津市域を除く)	★ 滋賀県屋外広告物条例	滋賀県 都市計画課	077-528-4184
大津市域	大津市屋外広告物条例	大津市 まちづくり計画課	077-528-2956

【発行者】滋賀県 土木交通部 都市計画課 景観係（令和2年（2020年）3月）

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1
TEL 077-528-4184 FAX 077-528-4906
E-mail ha0604@pref.shiga.lg.jp （景観係業務）
WEB（景観TOP） <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/303167.html>

